

Title	〔民法二七〕事務管理者が本人の名でなした法律行為の効果 (昭和三六年一月三〇日最高裁一小法廷判決、棄却)
Sub Title	
Author	林脇, トシ子(Hayashiwaki, Toshiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1962
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.35, No.9 (1962. 9) ,p.90- 96
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19620915-0090

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔民法 二七〕 事務管理者が本人の名でなした法律行為の効果

昭和三十六年一月三〇日最高裁判所第一小法廷判決、棄却
昭和三十六年(才)第三四二号所有権移転登記手続請求事件
判例時報二八二二号一九頁、最高民集一五卷一〇号二六二九頁
原審札幌高裁

【事実】 上告人(被控訴人、原告) X(宮川信治)は控訴審において次のような主張をしている。すなわち、第一次に、Xは訴外A(佐藤善助)より本件建物を買受けたこと、第二次に、Aの代理人訴外B(佐藤喜市)により本件建物の贈与を受けたこと、さらに第三次に、Aの事務管理者であるBから昭和二五年七月一〇日本件建物の贈与を受けたことである。これに基づきXは被上告人(控訴人、被告) Y₁(佐藤哲)、Y₂(佐藤由美子)〔右法定代理人親権者樋口ヨシ〕、Y₃(樋口ヨシ)に対し所有権移転登記手続請求をなした。

第一審(札幌地裁)はXの請求を認容したが、原審(札幌高裁)は第一審判決を覆えした。そこでXが上告したのが本件である。

原判決理由——Xの第一次、第二次の主張を排斥し、第三次の主

張に対して、「仮りにBがAの事務管理者と認められるとしても、そうして本人たるAの名で本件建物を贈与する意思をXに対して表示したものととしても、不動産を処分するその法律行為が本人たるAを拘束する法律効果を直ちに生ずるものではないのであつて、何等かさらに別の根拠に立たなければ、本人に対してその効力を主張できないものと解さなければならない以上、その点の主張立証のない本件にあつては、本件贈与が事務管理としてなされたかどうかについて判断するまでもなく、この点の主張も採用できない」と判示している。

上告理由——「事務管理が成立する場合、それが処分行為であつても、その法律効果は原則的に本人を拘束するものといわねばなら

ぬ。蓋し、事務管理者は能う限り本人の意思を推測してこれに適するように管理しているのが普通であり(民法第六九七条参照)、従つて、客観的には処分行為と雖も本人の意思に反せざることが通常である。これを社会共同生活の理想からみて、事務管理としての処分行為は本人についても効力を生ずるものとしなければ公平の理念を欠く場合が極めて多くなるであらうし、民法第六九七条の趣旨に反する。」「ただ例外的に事務管理が本人の意思に反するような方法でなされていると明瞭に認められるような場合には本人もしくはこれに準ずる者の追認によつてその処分行為もはじめて有効なものとして本人が効果を受けることになるべきなのである。」

【判旨】 上告棄却。「事務管理は、事務管理者と本人との間の法律関係を謂うのであつて、管理者が第三者となした法律行為の効果が本人に及ぶ関係は事務管理関係の問題ではない。従つて、事務管理者が本人の名で第三者との間に法律行為をしても、その行為の効果は、当然には本人に及ぶ筋合のものではなく、そのような効果の発生するためには、代理その他別個の法律関係が伴うことを必要とするものである。」

【評釈】 (本判決は上告審の判決であるため事実の記載がなく、また原審および第一審の判決を判例集に見出すことができなかつたので、当

事者の主張を基礎づけるべき事実について何ら知るところがない。たとえば、AとBとの関係、AはBに何らか委託をしていたか、AとY₁、Y₂との関係——おそらくY₁、Y₂はAの子、Y₃はAの配偶者であつた者であらうが——、またXが三つの主張をするに至つた事情等、判決の結果を左右する重大な事実についても知らない。そこで判決の結果に對し賛否を表明する形をとる判例批評は行いえない。ここでは上告審判決の法律的判断に對する見解を述べるにとどめる。——法曹時報一四卷一号に本判決についての高津氏の解説がある。)

本判決は、端的に、本件においてBの行為がAに對する事務管理行為であるとしても、「管理者が第三者となした法律行為の効果が本人に及ぶ関係は事務管理関係の問題ではな」く、「事務管理者が本人の名で第三者との間に法律行為をしても、その行為の効果は、当然には本人に及ぶ筋合のものではな」いと判示している。事務管理の効果をめぐることの理解について考えるのが本評釈の目的である。

この問題をめぐつて判決の立場は二つに分かれていた。大正六年三月三一日大審院第三民事部判決(大正六年(子)第六二号實手金返(遺請求ノ件、民録三輯六一九頁))は、「事務管理者が本人の爲めに自己の名を以て有益なる債務を負担したる場合に於て本人は管理者に代り其債務を弁済せざるべからざるより推論し管理者が本人の名を以て債務を負担したる場合には本人は之を自己の債務として弁済すべきものとするを相当とす」と判示

し、翌大正七年七月一〇日大審院第三民事部判決(大正七年(オ)第五三三件、民錄二四)においては、「事務管理者の爲したる契約解除の意思表示が本人に効力を生ずるには其追認を必要とするを以て買主が自己の爲めに売買契約解除の意思を表示し併て自己と共同にて買主と爲りたる他の者の事務管理者として其者の爲めに売買契約解除の意思を表示するも其者の追認なき以上は之を以て買主の全員より爲したる契約の解除ありと断ずることを得ざるものとす」とされている。

相繼ぐ年におけるこの二つの判決は、事務管理者のなした行為の効果が直接本人に及ぶか否かという点で、判示事項として示されている限りでは、対立しているかみられる。一年余の間に大審院の同じ第三民事部の判決に対立がみられるに至つた過程は知りえない。ただ推察するに、大正六年の判決は、「売買代金を増額すべき権限なき買主の代理人が売主に対し其増額を承諾せざるに於ては売買契約を解除せられ買主は売主より違約金を得るも目的物の転売先に対し契約を履行すること能はざる結果之に違約金を支払ひ其差額の損失を招くのみならず転売に因り得べき利益も収むるを得ざるに至るべき場合に於て買主の名を以て代金の増額を承諾したる」場合について下されたものであり、ここにおける事務管理者は代金増額についての代理権は有していないが、売買目的物の受取、代金支払の委託を受けており、このような委託を受けた者として売主の代金増額請

求に応じている点に特色がある。したがつて事務管理の問題そのものとしてよりも、むしろ代理権の範囲、受任者の権限の範囲の問題として把握できるのではないか(民一〇、六四四、現行商五〇五参照)。このように考えると、二つの判決は判示事項に現われている程には対立するものではないといえよう(なお、最近のものとしては、昭和三年三月一七日東京地裁判決〔昭和二七年(ワ)第八三八号在外公館等借入金返還請求訴訟事件、下級民集七卷三号六六八頁〕がある。この判決においては、国の公法上の事務についての事務管理も成立する余地があるとして、「事務管理者が本人のために自己の名をもつて本人にとつて有益な債務を負担した場合には、本人は管理者に代り直接債権者に対してその債務を弁済しなければならない」と判示されている。しかし、大正六年の判決のように本人が相手方に対し直接債務を負うとするのか、本人は事務管理者の負つた債務を第三者として弁済することが事務管理者に対して義務づけられているとするのかは、必ずしも明かでない)。

学説上は、本判決の立場を支持するものが多数と考えられる。最近の書、松坂佐一教授の「事務管理・不当利得」においても、「管理者が事務管理として自己の名前で法律行為をしたときは、直接本人について効力を生ずる余地のないことはいうまでもないが、管理者が本人の名前でこれをなしたときでも、事務管理は本人と管理者との間の対内関係にとどまるから、事務管理が有効に成立する場合

にも、当然管理者にその行為について代理権を生ぜしめるものではなく、したがって、その行為の効果が直接本人について生ずることはない。」とされている(二〇頁、同旨「小池隆」『準契約及事務管理』)。これに対し少数説ではあるが注目すべき見解がある。於保不二雄教授の「事務の他人性——事務管理における、いわゆる主観的他人の事務を中心として——」(「財産管理権論序説」)である。これによれば、他人の事務を処理する法律制度の研究に当つては、事務、事務処理、事務の他人性の観念を明確にすることが先決問題であるとされ、順次考察が加えられるが、その際「事務および事務の処理については、従来、処理行為の方面からのみ研究され、また処理の義務の側面のみが考察の対照とされてきている。だが、処理は現象的な処理行為のみによつて目的が達せられるものではなく、処理行為が処理として効力を生ずるがためには、必ず内在的な処理の権限を伴うことを必要とするものである。事務処理の義務もまた、義務を履行しうるだけの権限がなければ、履行しえられるものではない。」という問題意識がもたれる。このような観点から考察が加えられた結果、「現行法の解釈として、いわゆる主観的他人の事務、即ち、法律行為によつて新たな法律関係を他人に発生せしむべき事務について、事務管理の成立を肯定する限り、管理人について代理権を承認しなければならぬ。」と結ばれる。

事務の管理のために行われる行為の結果が直接本人に帰属するか否かという点について考えるに、まず承認しなければならぬことは、事務管理の制度が法上認められていることからいつて事務の管理をなした結果一定の法上の効果が生ずるということである。問題はこの効果がどのようなものであるかという点に存する。この問題を解決するにまず手がかりとなるのは法規定である。民法第六九七条ないし第七〇二条の規定によれば、いずれも本人と管理者との間の権利義務を問題としている(上述のように第七〇二条第二項において管理者が事務を処理するのに必要と認むべき債務を負担したときは本人をして自己に代つてその弁済をなさしめることが認められているが、これも、学説上、管理者が負担した債務を本人が代つて弁済するのであり、本人が自己の債務を弁済するものとは解されていない)。しかし、このことから、事務管理の制度は本人と管理者との間の権利義務の関係を規律するものであつて本人と第三者(管理のための行為の相手方)との間の関係の規律には及びえないものと断定することはできないのではないか。学説上の多数説はその前提の説明なしにこのような断定から出発するようであるが(たとえば、松坂二〇頁、鳩山民法研究第四巻所収)、この断定そのものを検討する必要があると思ふ。たとえば事務管理のために行われる行為が法律要件とはされていない、単なる事実上の行為である場合には、その行為によつて法律

効果の発生はみない。事実上の行為によつて発生した事実上の変化——それは本人の生活範囲内で生じている——を法的に正当なものとして認めるといふことが事務管理制度の直接の効果であつて、その限りで本人は自分の生活範囲内に生じた事実上の変化を受け容れなければならない。法はその事実上の変化を正当なものとして認めた結果、管理者と本人との間の法律関係の処理を規定しているのであつて、事実上の変化を本人も受け容れなければならないということとは事務管理制度を認めた当然の直接的效果として法はとくに規定を置かなかつたと考えるべきであり、これを否定すべきではなからう。

これに対し、事務の管理のために行われる行為が法律行為である場合、その行為の効果が直接本人に帰属するか（その限りで本人対第三者の関係が直接生じるか）否かの問題が生じてくる。たとえばその法律行為が所有権移転行為という物権的な処分行為である場合を考えよう。所有権移転行為が管理のための行為とはなりえないとするならば別として、学説は、物権行為、債権譲渡のような準物権行為、或は大正七年の判決にみられるような解除権行使、いわゆる形成権行使のような行為も事務管理行為の対象となりうるとしていふ。そこで、このような行為は本人の法律関係に変動を生ぜしめることが目的であり、この変動は本人の法律生活の範囲内でしか生じ

えないものであるから、このような場合にも事務管理の成立を認める以上、上述の事実上の変化の発生の場合と同様に、事務管理制度の当然の結果として、事務管理のために行われる行為によつて本人の法律関係に直接変動が生ずることも認めざるをえないのではないか。学説上の多数説が、事務管理のため行われる行為が法律行為であるときその行為からは本人に直接効果が生じえないとするのは、その根拠として、本人の法律関係の変動は本人自らが生ぜしめうるのでありかつ原則としては本人のみが変動を生ぜしめうるものである、ただとくに本人から代理権が授与されている場合にはその代理人によつて変動を生ぜしめうるという理解が存しているのではないか。しかし、事務管理という法律制度が置かれ、その制度の目的が達せられるために理論上管理者に一定の権限——代理権が権利でないのと同様に、これもまた権利ではないが本人の法律関係に変動を生ぜしめうる地位——の存在が要求されるならば、その権限を認めることも他の法律制度——とくに私的自治の制度（事務管理制度の存在自体がすでに私的自治の制限或は補充という意味をもつていふと考えられるから）——に矛盾するものではないのではないか。多数説は——大正七年の判決の立場もそうであるが——、管理者がこのような行為を行った場合にはそれだけでは本人に効果は生ぜず、本人が追認してはじめて効果が（物権的な処分行為としての効果というこ

とであるから、本人について効果が生ずると考えるほかはない) 生ずるとしているが、事務管理について本人の追認というものがなじみうるかは疑問である。事務管理としては本人の意思に反する事務管理も成立しうるのであつて(七〇三〇但書)、事務管理の効力がこのような行為の場合のみ本人の追認にからしめられなければならない理由を見出し難い。むしろ、本人の追認を必要とするという構成は事実を事務管理そのもの問題として扱っているのではなくて、無権代理行為の問題として扱えようとしていないのであろうか。

上述のところで所有権移転行為のようなものも事務管理行為の対象となりうるとすれば——事務管理の効力が否定される場合には、本人の追認がないという理由からではなく、むしろ始めから事務管理の成立をみない場合ではないであらうか。事務管理の成立につき「本人ノ意思ニ反シ又ハ本人ノ為メニ不利ナルコト明カ」ではないとしても他人が事務を管理することが客観的に相当と認むべき場合でなければ事務管理は成立しないと考へる(鳩山・前掲一四七—八頁は、中性の事務が他人の事務となることについてこの要件を挙げている)——、その行為の効果は直接本人に及ぶべきであり、事務管理制度はそのような地位を管理者に与えているものと理解した。ところで問題となるのは、所有権移転というようにその効果が本人の法律生

活の範囲内で生ずるほかない場合ではなく、たとえば事務管理のための行為が債権行為である場合のように、その法律効果が本人のところにも管理者のところにも生ずる可能性をもつ場合についてである。本件のように、他人の所有物について売買契約或は贈与契約を結んだ場合に、その行為は或は本人の名をもつて本人に効果を帰属させることも(一般に代理権を伴つて)、或は自己の名をもつて一たん自己に効果を帰属させることも可能である。前に述べた例が客観的他人の事務と呼ばれるのに対して、いわゆる中性の事務、或は主観的他人の事務と呼ばれる場合である。主観的他人の事務についても事務管理が成立しうるか、より遡つて他人の事務とは何を標準として決定するのかという困難な問題が存し、これを解決しなければ問題の眞の解決はないのであるが、ここではそれには立ち入らない。本件に関連のある限りで考えよう。代理制度とは異つて代理権を与えることを目的とするのではない事務管理の制度にあつては事務管理の目的を達するのに必要な限度で管理者の権限が裏付けられるのであつて、その必要を超えたところにこの権限を認める理論的必然性はない。したがつて、管理のための行為が債権行為である場合には、その行為から生ずる法律効果は管理者に帰属し直接に本人に帰属するものではないと考へるのが妥当であらう。このような事務が他人の事務といふかは管理者の他人の事務として管理す

る意思によつて決定されるのであり、管理者が自己の名で行爲する場合にももちろん、本人の名で行爲する場合にも効果は管理者に帰属するものと考ええる（本人の名で行爲する場合には、そこに他人の事務の管理として行爲する管理者の意思が現われているとみるべきで、無権代理行爲の場合のように管理者への効果の帰属を否定すべきではなからう）。このような場合に、事務管理制度が直接認める効果は、管理者が第三者に対し履行すべき債務を負つているときに本人はその債務の履行に協力すべき義務を管理者に対し負うことである。

後記 本判決については、山本進一教授（判例評論四六号一四頁）、谷口知平教授（民商法雑誌四六卷五号九〇六頁）により判例批評がすてになされている。

（林脇トシ子）